

3 里親等委託の実施状況及びその課題

(1) 里親等委託の実施状況

【制度の概要】

平成 28 年の児童福祉法改正により、代替養育³⁵を必要とする児童に対しては、里親等への委託を原則として検討する必要がある、特に就学前の乳幼児期は、愛着関係の基礎を作る時期であり、児童が安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが重要であることから、養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を原則とすることとされている。

他方、里親に委託することが難しいケースについて、こども家庭庁は、「里親委託ガイドライン」において、都道府県市に、以下のとおり例示している（資料 3-(1)）。

- ① 情緒や行動上の問題が大きいなど、家庭環境では養育が困難となる課題があり、施設での専門的なケアが望ましい場合
- ② 保護者が里親委託に明確に反対し、里親委託が原則であることについて説明を尽くしてもなお、理解が得られない場合（児童福祉法第 28 条措置³⁶を除く。）
- ③ 児童が里親委託に対して明確に反対の意向を示している場合
- ④ きょうだい分離を防止できない場合や、養育先への委託が緊急を要している場合など、適当な「家庭における養育環境と同様の養育環境」が提供できない場合

【調査結果】

上記のような考え方を踏まえた里親委託がどの程度実施されているかを把握するため、調査した 29 児童相談所において、児童養護施設、乳児院、里親及びファミリーホームに新規措置した 870 事例³⁷を抽出したところ、次表のとおり、措置先の半数以上が「施設入所（児童養護施設）」であり、里親等委託率は 23.9%であった。

³⁵ 一時保護された児童を児童相談所の判断により保護者から分離して養育すること。

³⁶ 児童養護施設への入所、里親への委託については、親権者等の意に反して行うことはできない（児童福祉法第 27 条第 4 項）が、親権者等の意に反する場合であっても、保護者がその児童を虐待し、その監護を怠るなど著しく児童の福祉を害する場合には、家庭裁判所の承認を得て、児童養護施設への入所等の措置を採ることができる（児童福祉法第 28 条第 1 項）。

³⁷ 令和元年度から調査日までの期間に新規措置した児童について、1 児童相談所当たり 30 人を無作為抽出した。

表 3-(1)-① 抽出した事例における措置先（調査対象児童相談所）

(単位：事例、%)

区 分	里親等委託	養育 里親	専門 里親	ファミリ ーホーム	施設入所 (児童養護施 設)	施設入所 (乳児院)	計
事例数（施設、 里親等に措置さ れた児童数）	208	156	8	44	476	186	870
割合	23.9	17.9	0.9	5.1	54.7	21.4	100

(注) 1 当省の調査結果による。

2 令和元年度から調査日時点までの実績である。

3 「割合」は事例の総数（870）に占める割合であり、小数第二位を四捨五入している。

また、里親等委託を実施しなかった（施設入所となった）理由を聴取したところ、次表（下線部）のとおり、「里親委託ガイドライン」で示されている「里親への委託が難しいケース」以外の理由により里親等委託が実施できなかったとの回答が一定程度みられた。

表 3-(1)-② 抽出した事例における「里親等委託を実施しなかった理由」

(単位：事例、%)

里親等委託を実施しなかった理由	事例数	割合
① <u>児童の特性、障害、条件等に対応できる適当な里親が見つからなかったため</u>	<u>207</u>	<u>31.3</u>
② 実親（親権者）から里親等委託の同意が得られなかった又は同意を得ることが不可能と判断したため	158	23.9
③ 障害や被虐待の程度が重く、施設による専門的なケアが必要と判断したため	80	12.1
④ きょうだい児と一緒に委託できる里親が見つからなかったため	77	11.6
⑤ 児童本人が施設入所を希望したため	28	4.2
⑥ <u>児童が中高生であり、委託できる里親が見つからなかったため</u>	<u>24</u>	<u>3.6</u>
⑦ <u>児童の居住地地域周辺に条件に合う適当な里親が見つからなかったため</u>	<u>21</u>	<u>3.2</u>
⑧ その他	67	10.1
計	662	100

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「割合」は里親等委託を実施しなかった事例（662）に占める割合であり、小数第二位を四捨五入している。

3 下線部は、「里親委託ガイドライン」で示されている「里親への委託が難しいケース」以外の理由である。

4 「その他」は、「調整をした上であれば短期間（1～2年程度）の間に家庭復帰が可能と考えられ、里親委託を検討するとなるとマッチングだけで数箇月掛かってしまう可能性があるため、家庭復帰までの期間等も勘案し施設への入所とした事例」等がある。

なお、上記表 3-(1)-②の「里親等委託を実施しなかった理由」のうち、「⑥児童が中高生であり、委託できる里親が見つからなかったため」について、調査した児童相談所では、中高生の児童は思春期特有の行動があるほか、生活習慣が変えられない傾向にあるため、中高生の行動や価値観に柔軟に対応できる里親を選定しているが、候補となる里親が少ないため施設に措置しているのが実情であった。

また、「⑦児童の居住地域周辺に条件に合う適当な里親が見つからなかったため」について、調査した児童相談所では、対象児童が被虐待児であれば、トラブルを避けるため、実親の生活圏から離れた里親に委託を行う場合もあるなど、児童の状況等に応じて柔軟に里親を選定しているが、条件に合う里親が見つからず施設に措置しているのが実情であった。

(2) 里親等委託を推進するための課題

前述のとおり、家庭養護の提供が推奨される中で、里親等委託をできるだけ推進するためには「児童の特性、障害、条件等に対応できる適当な里親」を確保することが重要である。

この点を踏まえて、里親等委託を進める上での主な課題のうち、「登録里親の確保」、「児童と里親のマッチング」、「安心して児童を養育できる環境の整備」、「児童が抱える問題の複雑化への対応」等に着目して、登録里親の確保、未委託里親や共働き里親への児童の委託及び障害児・被虐待児の里親委託に係る実態を調査したところ、以下の課題がみられた。

ア 登録里親の確保及び未委託里親への委託推進

【制度の概要】

(登録里親の確保)

登録里親の確保について、こども家庭庁は、「里親委託ガイドライン」において、都道府県市に「市区町村等の広報への掲載や、パンフレットの作成・配布、里親経験者による講演や体験発表会などを行い、制度の普及に努め、新たな里親を開拓する」ことを求めている。

また、こども家庭庁は、登録里親の確保を推進するため、里親制度の広報啓発を図るとともに、里親制度等普及促進・リクルート事業を実施するための経費の一部を国が負担することにより、都道府県市におけるリクルート活動を支援している。

（未委託里親への支援等）

里親登録はされているが実際に児童の委託がされていない「未委託里親」について、こども家庭庁は、都道府県市に対して「こどもの委託に関する意向調査をするなど、未委託里親の状況の継続的な把握を行う」ことを求めている³⁸。

また、里親、特に未委託里親がその養育経験を積み、スキルアップを図る機会として、①研修・トレーニング、②短期委託（週末里親、季節里親等）、③子育て短期支援事業（以下「ショートステイ事業」という。）等がある。

① 研修・トレーニング

里親に対する研修は、都道府県市が実施主体となり、里親登録時及び5年ごと³⁹の更新時の研修が行われている。こども家庭庁は、「里親研修・トレーニング等事業」により研修の実施を支援しており、その中で、「未委託里親等に対するトレーニング事業」も実施に努めるものとして、メニュー化している。これは、i) 事例検討・ロールプレイ、ii) 外部講師による講義、iii) 施設や既に児童が委託されている里親宅等における実習などを行うもので、令和3年度において、都道府県市の74団体中73団体が実施している。

② 短期委託（週末里親、季節里親等）

短期委託は、都道府県市が実施主体となり、学校における夏季休暇等の連続した休暇の期間等を利用して、児童養護施設等の入所児童を里親等におおむね3～5日間程度宿泊させ、家庭生活を体験させることにより、社会性のかん養、情緒の安定、退所後の自立を促進するものである⁴⁰。

こども家庭庁は、里親に短期委託することの意義について未委託里親を含めた里親に対し、「週末や夏季休暇等の連続した休暇の期間等を利用して施設に入所しているこどもを里親として短期間養育する体験などを通して、里親になるための動機付けを行う」としている⁴¹。

③ ショートステイ事業

ショートステイ事業は、市町村が実施主体となり、実親が疾病、看護、出産、出張、育児疲れなどで、一時的に児童の養育が困難となった場合に、原則最大7日間、児童を児童養護施設、乳児院、里親などに預けることができる事業である^{42 43}。

³⁸ 「児童相談所運営指針について」（平成2年3月5日付け児発第133号厚生省児童家庭局長通知）

³⁹ 養育里親は5年ごとに登録を更新するための研修を受講する。専門里親は2年ごとに同研修を受講する。

⁴⁰ 「児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における施設機能強化推進費について」（昭和62年5月20日付け児発第450号厚生省児童家庭局長通知）

⁴¹ 「児童相談所運営指針について」

⁴² 児童福祉法第6条の3第3項に基づく子育て短期支援事業

⁴³ ショートステイ事業の実施箇所数（令和元年度実績）は全国で882か所であり、その6割は児童養護施設で実施されている。

なお、里親は従来ショートステイ事業における児童の預け先に含まれていなかったが、児童養護施設等が近隣にない地域などで本事業を実施できるようにするため、令和3年度から里親に児童を預けることができることとなった。

こども家庭庁は、ショートステイ事業において里親に児童を預けることの意義について、「本事業を通じて養育経験を積み重ねることにより、未委託里親や新規登録里親も含めて、里親全体のスキルアップ（質の向上）も図られる」としている⁴⁴。

なお、都道府県市はショートステイで児童の受入れが可能な里親名簿（以下「ショートステイ里親名簿」という。）を作成し、実施主体である市町村の依頼に応じて提供することとされている。

これらに加えて、都道府県市は里親同士の相互交流を促す取組を実施しており、里親や里親となることを希望する者が集い、養育についての話し合う機会を通じて相互の交流を図っている⁴⁵。

こども家庭庁は、里親同士の相互交流の意義について、「里親委託ガイドライン」において「情報交換や養育技術の向上を図るとともに、里親の孤立化を防止するため」としている。

【調査結果】

（登録里親の確保）

国が目標としている里親等委託率を達成するには、次表のとおり、約1万9,000人の児童を里親又はファミリーホームに委託する必要があるが、令和3年度時点での委託実績は約7,800人（表1-①参照）となっている。当省の試算によると、登録里親は少なくとも約1万6,000世帯が必要であるが、特に里親に委託する場合には、後述のとおり、里親の希望と児童の属性等にミスマッチが生じることや里親登録後に家庭事情や健康状態の変化により委託できない里親もいること（表3-(2)-ア-③参照）から、現状の登録里親数では目標とする里親等委託率の達成は困難とみられる⁴⁶。

⁴⁴ 「子育て短期支援事業における里親の活用について」（令和3年1月27日付け子家発0127第3号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）

⁴⁵ 「里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施について」（平成31年4月17日付け子発0417第3号厚生労働省子ども家庭局長通知）

⁴⁶ 全国ファミリーホーム446か所に児童6人ずつ約2,700人を委託すると試算すると、里親に委託される児童は約1万6,000人となり、里親1世帯当たり1人の児童を養育すると仮定した場合、登録里親は少なくとも約1万6,000世帯必要となる。現状、令和3年度における登録里親数は約1万6,000世帯（図1-④参照）となっているが、里親の希望と児童の属性等のミスマッチ等を踏まえると、十分な登録里親数となっていないものと考えられる。

表 3-(2)-ア-① 年齢別の代替養育を必要とする児童数、里親等委託児童数等（全国・令和 3 年度）

（単位：人、％）

区 分	代替養育を必要とする児童数	里親等委託率 （目標）	里親等委託児童数 （目標）
3 歳未満	2, 884	75. 0	2, 163
3 歳以上就学前	5, 341	75. 0	4, 006
学童期以降	24, 932	50. 0	12, 466
計	33, 157	-	18, 635

（注）1 こども家庭庁の資料に基づき、当省が作成した。

2 「代替養育を必要とする児童数」は令和 3 年度末時点の人数である。

3 「里親等委託児童数（目標）」は代替養育を必要とする児童数に里親等委託率の目標値を乗じて算出した。

こうした状況もあり、各児童相談所では、新たな里親を開拓する目的で里親へのリクルート活動を実施しており、調査した児童相談所でも「里親制度説明会」を実施しているほか、「中高生の委託が可能な里親を増やすためにスクールソーシャルワーカーの連絡協議会で里親制度を説明する」など対象者を絞ってリクルート活動を行い、様々な工夫で登録里親の確保のための取組を実施していた。

また、リクルート活動の効果について、調査した 29 児童相談所における「児童養護施設、乳児院、里親及びファミリーホームに措置された児童数に対する養育里親登録数の割合（登録率）」と里親等委託率の相関関係を分析したところ、里親登録が進んでいる（登録率が高い）都道府県市ほど里親等委託率が高い傾向がみられた⁴⁷。実際に、前述の事例 2-①のとおり、「里親制度説明会」の実施回数を増やし登録里親数が増加したことによって里親委託が推進された例がみられた。

（未委託里親への支援等）

こども家庭庁の「里親家庭における養育実態と支援ニーズに関する調査研究事業」報告書では、調査した里親 659 人のうち、里親登録後初めての委託までには 1～2 年程度待つ者が約 4 割と最も多い状況となっている⁴⁸。

このような状況を踏まえ、未委託里親の状況、未委託の理由、児童相談所における未委託里親に対する支援等について調査した。

⁴⁷ こども家庭庁の調査においても、里親登録が進んでいる（登録率が高い）都道府県市ほど里親等委託率が高い傾向があるとされている（資料 3-(2)-ア-1）。

⁴⁸ 平成 29 年度厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業「里親家庭における養育実態と支援ニーズに関する調査研究事業」報告書（資料 3-(2)-ア-2）

(7) 未委託里親の状況と未委託の理由等

調査した 29 児童相談所において、調査日時点で未委託となっている里親は 1,910 世帯であり、登録里親 2,690 世帯⁴⁹の約 7 割を占めていた。

また、その未委託期間を調査したところ、次表のとおり、2 年以上が 1,090 世帯（未委託期間が不明である 4 世帯を除いた 1,906 世帯の約 57.2%）となっており、さらに 2 年以上の未委託里親のうち「里親登録後一度も里親委託されたことがない」里親は 580 世帯（同約 30.4%）に上っていた。

表 3-(2)-ア-② 未委託里親の未委託期間（調査対象児童相談所）

（単位：世帯）

区 分	2 か月未 満	2 か月以上 1 年未満	1 年以上 2 年未満	2 年以上 3 年未満	3 年以上 5 年未満	5 年以上	計
未委託里親数	173	310	333	228	334	528	1,906
登録後一度も委託し たことがない里親数	120	223	218	125	200	255	1,141

（注）1 当省の調査結果による。

2 調査日時点における世帯数である。

3 未委託期間が「不明」となっている里親が 4 世帯おり、「未委託里親数」欄の「計」と未委託里親数（1,910 世帯）は一致しない。

また、調査した児童相談所に未委託となっている理由を調査したところ、次表のとおり、里親の希望と児童の属性等がマッチングしないことが過半数を占めていた。

⁴⁹ 令和 3 年度末時点で養育里親として登録している世帯数

表 3-(2)-ア-③ 未委託となっている里親の未委託の理由

(単位：世帯、%)

未委託里親の未委託理由	未委託里親数	割合
① <u>里親の希望に合う児童がいない</u>	621	32.5
② <u>里親が短期委託・一時保護委託⁵⁰を希望している</u>	232	12.1
③ <u>里親が養子縁組を希望している</u>	165	8.6
④ 家庭事情等により一時的に里親が委託を希望していない（当面は実子の養育や親の介護に専念したい等）	388	20.3
⑤ 児童相談所が委託困難と判断	168	8.8
⑥ その他	341	17.9

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「割合」は未委託里親数（1,910 人）に占める割合であり、小数第二位を四捨五入している。
 なお、複数回答のため、総回答数（1,915）とは一致しない。

一方、調査した 29 児童相談所における里親の希望の把握状況等を調査したところ、里親登録時の調査や毎年度の里親からの希望聴取（書面、面接等）により、里親の養育能力（里親の生育歴・職歴、里親を希望する動機や養育観、性格・人柄、家庭の状況・雰囲気、家族の同意等に係る情報）を把握するとともに、受託を希望する児童の年齢・性別、受託期間、障害児やきょうだい児の受託可否なども把握しており、里親の希望を尊重した委託の検討が行われていた。

また、「①里親の希望に合う児童がいない」の代表例としては、里親が「比較的年齢の低い児童を希望しているケース」、「受託に当たって実子との年齢差・性別を考慮してほしいとするケース」などが聴かれた。

なお、調査した児童相談所からは「里親の希望に合わない児童を委託したことにより里親不調となることは、児童に悪影響と考えており、そのことを避けるために里親の希望に合わない児童は委託しない」との見解が聴かれた一方で、「対象となる児童にとって何が最適かを考えて委託を行っているため、児童にとって望ましいと思われる里親がいれば、里親の希望に合わない場合でも委託の打診を行っている」との見解も聴かれた。

⁵⁰ 児童相談所は、一時保護した児童を原則として一時保護所に入所させることになっているが、「一時保護委託」として、必要に応じて児童養護施設や里親などに一時保護を委託することができる。

(イ) 未委託里親への支援等の実施状況

調査した 29 児童相談所における未委託里親への支援等の実施状況を調査したところ、全ての児童相談所で、児童の委託に関する定期的な意向調査のほか、研修・トレーニング、短期委託や里親同士の相互交流を実施していた。

ただし、ショートステイ事業については、次表のとおり、調査した 29 児童相談所のうち 28 児童相談所が管内市町村でショートステイ事業の実績があるが、そのうちショートステイ事業において里親に児童を預けることができるように「管内市町村にショートステイ里親名簿を提供」しているところは 10 児童相談所であった。

表 3-(2)-ア-④ ショートステイ事業の実施状況（令和 3 年度）（調査対象児童相談所）

（単位：児童相談所）

区 分		児童相談所
管内市町村でショートステイ事業実施		28
管内市町村にショートステイ里親名簿を提供		10
管内市町村でショートステイ事業において里親に児童を預けた実績あり		5

（注）1 当省の調査結果による。

2 令和 3 年度末時点における実績である。

なお、ショートステイ里親名簿を提供していない児童相談所は、その理由について、「ショートステイ事業において里親に児童を預けるニーズが管内市町村になかったため」、「令和 3 年度からショートステイ事業において里親に児童を預けることができるようになったが、里親に預けることが可能となってから間もないこと等から、具体的な実施方法等を検討中であるため」などとしていた。

また、一部の児童相談所では、次表のとおり、研修・トレーニング及び里親同士の相互交流において未委託里親に特化した支援を実施していた。

表 3-(2)-ア-⑤ 未委託里親に特化した支援の実施状況（調査対象児童相談所）

（単位：児童相談所）

取組内容	児童相談所数
研修・トレーニング	12
里親同士の相互交流 ⁵¹	6

（注）1 当省の調査結果による。

2 調査日時点における実績である。

3 「研修・トレーニング」・「里親同士の相互交流」は、未委託里親のみを対象とした研修や里親サロン等を実施している児童相談所（外部委託等している場合を含む。）の数である。

未委託里親に特化した支援（研修・トレーニングや里親同士の相互交流）を実施していない児童相談所は、その理由について、「未委託里親に向けた研修や里親サロンを実施する必要性については認識しているものの、なかなか手が回らない状態であるため」、「未委託里親よりも、委託中の里親の孤立防止・相互交流に資する取組を中心に対応しているため」などとしていた。

他方、短期委託やショートステイ事業については、未委託里親に児童を預けている児童相談所がある一方、「未委託里親の養育経験を積む機会とは捉えていない」とする児童相談所があった。その理由について、短期委託については、「飽くまで児童が家庭生活の経験を積むための事業と考えているため」、ショートステイ事業については、「児童の安全を確保して預けるとなれば、経験豊富な里親にお願いすることが多くなる」などの見解が聴かれ、未委託里親に児童を預けることをちゅうちょしている実態がうかがえた。

（ウ）未委託里親への支援の効果

児童相談所等が実施する研修・トレーニング、短期委託、里親同士の相互交流やショートステイを含めた未委託里親への支援等の効果について調査したところ、以下のとおり、里親のモチベーション維持、里親（特に未委託里親）の養育経験の付与やスキルアップへの寄与に効果があると考えられる状況がみられた。

i) 里親のモチベーション維持

アンケート調査において、未委託里親 899 世帯のうち今後も「里親を続けたい」旨の意向を示した 622 世帯の里親に対して、児童相談所等から受けた支援等の満足度（支援等を受けて「よかったもの」）を聴取したところ、次表のとおり、い

⁵¹ 具体例には、養育経験の少ない未委託里親を対象として、「子どもを迎えるってどういうこと？」と題した里親同士の相互交流の取組を実施などがある。

ずれの支援等も満足度が高い傾向にあったが、特に、「養育能力向上のための研修」、「短期委託（週末里親、季節里親等）」、「定期的な状況確認」の満足度が高かった。

表 3-(2)-ア-⑥ 未委託里親が児童相談所等から受けた支援等とその満足度

(単位：世帯、%)

支援等の内容	支援を受けたと回答した数	支援が良かったと回答した数	満足度
定期的な状況確認	216	139	64.4
家庭訪問	186	108	58.1
養育能力向上のための研修	403	286	71.0
短期委託（週末里親、季節里親等）	202	135	66.8
子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	154	93	60.4
里親サロンなど里親同士の交流	432	265	61.3
その他	58	14	24.1

(注) 1 当省のアンケート調査結果による。

2 「支援を受けたと回答した数」の有効回答数は 573 世帯である。複数回答であるため、その合計と有効回答数は一致しない。

3 「満足度」は、「支援を受けたと回答した数」に占める「支援が良かったと回答した数」の割合であり、小数第二位を四捨五入している。

インタビュー調査では、「児童相談所から短期委託の打診があり、結果的に受託していないが、モチベーションの維持につながっていると思う」、「児童相談所の担当者が定期的に状況確認してくれることで、担当者の人となり分かることに加え、未委託期間が長くても地域の実情等が分かるため、定期的に状況を確認してくれたことはよかったと思う」などの意見が聴かれた。

一方で、里親登録をやめたい又は継続するかを迷っている理由として、「これまで短期委託を含め児童の委託が全くない。年に 1 回、児童相談所等の担当者が家庭訪問に来るものの、未委託の理由について納得のいく説明がなく、放置されていると感じている」、「未委託里親に対しては、なぜ、委託がないのかについて児童相談所からある程度、明確な理由が示されないと待っている立場としてはつらいので、何らかの形で示してほしい」などの意見も聴かれた。

また、アンケート調査においても、児童相談所等の支援等を受けた未委託里親と同支援等を受けていない未委託里親について、その登録継続の意向状況を比較したところ、次表のとおり、「特に支援がなかった」とする未委託里親に比べて、児童相談所等から何らかの支援等があった未委託里親の方が、「登録を続けたい」とする割合が高い状況であった。

表 3-(2)-ア-⑦ 児童相談所等の支援等の有無と未委託里親の登録継続の意向状況

(単位：世帯)

区 分	未委託 里親数	うち、「今後も 里親を続けた い」とする里親 数 (割合)	うち、「登録をや めようと思ってい る又は迷ってい る」とする里親数 (割合)
児童相談所等から受けた支援等	790	582 (73.7%)	208 (26.3%)
定期的な状況確認	274	217 (79.2%)	57 (20.8%)
家庭訪問	260	190 (73.1%)	70 (26.9%)
養育能力向上のための研修	541	409 (75.6%)	132 (24.4%)
短期委託 (週末里親、季節 里親等)	254	203 (79.9%)	51 (20.1%)
子育て短期支援事業 (ショ ートステイ事業)	193	155 (80.3%)	38 (19.7%)
里親サロンなど里親同士の 交流	579	436 (75.3%)	143 (24.7%)
その他	85	61 (71.8%)	24 (28.2%)
特に支援はなかった	53	34 (64.2%)	19 (35.8%)

(注) 1 当省のアンケート調査結果による。

2 「未委託里親数」は各取組の有効回答数であり、上記表 3-(2)-ア-⑥の「支援を受けたと回答した数」の回答数と一致しない。

3 各支援等は複数回答であり、その合計は「児童相談所等から受けた支援等」の回答数と一致しない。

4 括弧書きの数字は、小数第二位を四捨五入している。

ii) 里親の養育経験の付与やスキルアップへの寄与

調査した 29 児童相談所に、未委託里親への委託を進めるための支援が与える効果についての見解を聴取したところ、研修・トレーニング、短期委託、里親同士の相互交流及びショートステイ事業については、「里親に養育経験を付与する

ことによりスキルアップにつながる」ことから未委託里親の委託推進に有用であるとの見解が多く聴かれた⁵²。

なお、里親同士の相互交流については「里親同士の関係構築、養育に関する不安解消につながる」との見解も多く聴かれた⁵³。

また、実際に、次のとおり、未委託里親への支援等により養育経験の付与やスキルアップに寄与するとともに、里親の養育に係る受入希望の幅が広がり、結果として里親委託が推進された（未委託里親の解消につながった。）などとする例がみられた。

事例 3-(2)-ア-① 未委託里親への支援等により里親委託が推進された例

＜児童相談所の支援等を通じて受入希望の幅が広がるなどして長期委託が実現した例＞

No.	事例の概要		
1	委託児童の属性	里親の種別	支援等の種別
	2 歳／被虐待児	養育里親	短期委託
	里親は、乳児の受託を希望していたところ、養育経験がなかったことから、児童相談所の働き掛けで、冬休みの長期休暇中に行われる短期委託を活用して、1 度だけ児童との触れ合い経験を持ってもらうこととなった。 短期委託においても、里親は乳児の受託を希望していたものの、児童相談所は、里親が就業していたこと、里親と接触する中で乳児でなければならぬといった強い希望がみられないと判断したことなどから、小学校入学前の児童の短期委託を打診して、受け入れてもらうこととなった。 その後、里親が短期委託で預かった児童を 1 年かけ複数回受け入れたことによって、養育を希望する児童の年齢の幅が広がり、結果として別の児童（2 歳の幼児）を里親委託（長期委託）することとなった。		
2	委託児童の属性	里親の種別	支援等の種別
	16 歳／被虐待児	養育里親	ショートステイ事業
	里親は、養子縁組が成立した児童（当時 2 歳）を養育中であり、当該児童より若齢の児童について、養子縁組を前提にした受託を希望していた。 他方、里親は、ショートステイ事業により 1 年間に 0 から 14 歳までの年齢幅のある児童や特性のある児童も受け入れていた。このことを契機に、里親は養育に関する自信をつけ、翌年には里親から希望する児童の条件について「年齢は問わない」との回答があるなど、里親の養育希望に広		

⁵² 研修・トレーニング、短期委託、里親同士の相互交流及びショートステイ事業が「里親に養育経験を付与することによりスキルアップにつながる」とする見解があったのは、それぞれ 13 児童相談所、14 児童相談所、7 児童相談所、12 児童相談所であった。

⁵³ 里親同士の相互交流が「里親同士の関係構築、養育に関する不安解消につながる」とする見解があったのは、12 児童相談所であった。

	がりがみられた。 児童相談所は、当該希望の変更を受け、中高生の委託が可能と判断し打診を行った結果、長期委託が実現した。
--	---

(注) 当省の調査結果による。

＜児童相談所の支援等を通じて養育希望や能力が確認できたことで委託打診等に至った例＞

No.	事例の概要		
1	委託児童の属性	里親の種別	支援等の種別
	生後 3 週間	養育里親	ショートステイ事業
	里親には、小学生の実子があり、母親のみ里親登録し、父親は登録していない状況であった。また、里親は小さい児童の委託を受けたいと希望していた。 このような中、里親は児童（里子⁵⁴）が委託された際の実子の反応や家族の協力が得られるかなどの様子を確認したいと考えていたところ、3歳児のショートステイや生後 6 か月の児童の一時保護委託の申込みがあり、受け入れた。いずれのケースも家族の協力が得られ、実子の反応もよく、問題なく預かることができた。 児童相談所は、この里親の家庭に安心して児童を預けることができると判断して、生後 3 週間の児童を養育里親として預かってもらうよう打診し、里親から承諾を得られたことから長期委託に至った。		
2	委託児童の属性	里親の種別	支援等の種別
	不明	養育里親	意向確認
	数年前に養子縁組里親の養育を終えた里親は、里親登録者現況届等の提出がなく、児童相談所は受託希望なしとみなしていた。 このような中、当該里親がショートステイ里親に登録し、市町村によるショートステイ事業による児童を受け入れていることを確認した。児童相談所は、里親の受託希望を確認するため家庭訪問を行い、今後の里親活動について聴取した。 その結果、ショートステイ事業において、幼児のきょうだい児を預かっており、長期的な児童の委託も可能であることが分かった。 これを受けて、里親の養育実績・受託希望・養育環境等を総合的に検討した結果、発達特性に配慮が必要な幼児の長期間の委託が可能であると判断して、委託を打診し長期委託に至った。		
3	委託児童の属性	里親の種別	支援等の種別
	10 歳／被虐待児	養育里親・養子縁組里親	意向確認／一時保護委託
	里親は養育里親と養子縁組里親を重複して登録していたが、主に養子縁組を希望していたこともあり、登録後 9 年間未委託の状況が続いてい		

⁵⁴ 里親に養育を委託されている児童

	た。 児童相談所は、登録更新時の研修の際に、里親自身が 60 歳間近となつてきて、養子縁組里親ではなく、養育里親として受託を前向きに検討していきたいとの気持ちを持っていることを確認したため、家庭訪問による詳しい意向調査を実施した。 調査の結果、里親は、自身の年齢も考え、乳幼児ではなく、ある程度身の回りのことが 1 人で行える年齢の児童を希望していることが判明した。 このため、児童相談所は、一時保護が長期化してきている児童の短期間の受託を打診したところ、里親から本人と一度会ってみたいとの回答を得た。この回答を受け、児童相談所はマッチングや短期間の一時保護委託の後、2 週に 1 回程度の一時的保護委託を実施したところ、里親、児童ともに委託時の関係は良好であった。 長期委託については、里親から現状長期での受託は難しいとの回答であったが、養育のイメージは持つことができたとの感触で、受託に前向きな意向は確認できた。 なお、対象児童についても、里親家庭での生活イメージを持つことができたようで、別の里親とのマッチングを実施する運びとなった。
--	--

(注) 当省の調査結果による。

(エ) 未委託里親に特化した支援の効果及び外部委託による同支援の実施

未委託里親に特化した支援の効果把握するため、同支援を実施している児童相談所と実施していない児童相談所について、当該児童相談所に登録している里親の継続意向の状況を比較したところ、次表のとおり、未委託里親に特化した支援を実施している児童相談所に登録している里親（未委託里親）の方が、アンケート調査で「里親登録を続けたいと思う」と回答した割合が高く、同支援が、里親のモチベーション維持に寄与していることがうかがえた。

表 3-(2)-ア-⑧ 未委託里親に特化した支援の有無と里親の登録継続の意向状況

(単位：児童相談所、世帯)

区 分	児童相談所	総回答数	登録を続けたいと思う	登録をやめようと思っている又は迷っている
未委託里親に特化した支援を実施している児童相談所	14	451	345 (76.5%)	106 (23.5%)
上記の支援を実施していない児童相談所	15	403	276 (68.5%)	127 (31.5%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「未委託里親に特化した支援を実施している児童相談所」は、令和4年度までに未委託里親に特化した研修・トレーニング又は里親同士の相互交流を実施している児童相談所とした。

3 「総回答数」は、未委託里親に特化した支援を実施している又は同支援を実施していない児童相談所に登録している里親（未委託里親）が、アンケート調査で里親の継続意向について回答した数である。

4 括弧書きの数字は、総回答数に占める割合であり、小数第二位を四捨五入している。

くわえて、インタビュー調査において、「里親会のイベント等に参加していたが、参加する里親は児童を連れて参加しており、児童がいない私たち夫婦としては、何か居づらい感情が強くなり、3年ほどで退会した」、「里親会の交流会やイベントの案内などがあるが、養育経験を積んだ者向けの専門的な内容で、養育経験も乏しい者には、実感がなく難しくてついていけない感じがする」などの声が聴かれ、未委託里親が参加しやすい里親サロンや研修等に対する需要は一定程度ある実態がうかがえた。

また、未委託里親に特化した支援を実施していない児童相談所が、その理由について「手が回らない状態である」としていることを踏まえ、未委託里親に特化した支援の実施状況と外部委託の有無との関係を整理したところ、次表のとおり、研修・トレーニングや里親同士の相互交流（未委託里親に特化した研修等や相互交流に限らない。）の外部委託を実施している児童相談所の方が未委託里親に特化した支援を実施できていた。これは、未委託里親に特化した研修等や相互交流を外部委託したこと、又は研修等や相互交流の一部を外部委託したことで、児童相談所が未委託里親に特化した研修等に手が回るようになったことによって、手厚い支援につながったものと考えられる。

表 3-(2)-ア-⑨ 外部委託の有無と未委託里親に特化した支援の実施状況（調査対象
児童相談所）

＜研修・トレーニング＞

（単位：児童相談所）

区 分	児童相談所数		
研修等の外部委託を実施	24	うち未委託里親に特化した研修等を実施	11(45.8%)
研修等の外部委託を未実施	5	うち未委託里親に特化した研修等を実施	1(20.0%)

- （注） 1 当省の調査結果による。
 2 調査日時点における実績である。
 3 括弧書きの数字は、外部委託を実施又は未実施の児童相談所数に占める割合であり、小数第二位を四捨五入している。
 4 「研修等の外部委託を実施」の未委託里親に特化した研修等を実施している11児童相談所のうち、10児童相談所は未委託里親に特化した研修等を外部委託していた。

＜里親同士の相互交流（里親サロン等）＞

（単位：児童相談所）

区 分	児童相談所数		
相互交流の外部委託を実施	21	うち未委託里親に特化した相互交流を実施	5(23.8%)
相互交流の外部委託を未実施	8	うち未委託里親に特化した相互交流を実施	1(12.5%)

- （注） 1 当省の調査結果による。
 2 調査日時点における実績である。
 3 括弧書きの数字は、外部委託を実施又は未実施の児童相談所数に占める割合であり、小数第二位を四捨五入している。
 4 「相互交流の外部委託を実施」の未委託里親に特化した相互交流を実施している5児童相談所のうち、3児童相談所は未委託里親に特化した相互交流を外部委託していた。

【まとめ】

登録里親数は増加傾向にあるものの、里親の希望と児童の属性等とのミスマッチなどが生じることから、代替養育が必要な児童を国の目標どおりに里親に委託するには、登録里親を更に増やす必要がある。各児童相談所では、里親制度説明会を積極的に実施しているほか、中高生の委託を進めるためにスクールソーシャルワーカーを対象に里親制度を説明する機会を設けるなど、創意工夫しながらリクルート活動を行っていた。

また、里親登録が進んでいる都道府県市ほど里親等委託率が高い傾向があることから、里親委託を一層推進させるためには、登録里親を増やすためのリクルート活動を強化していく必要があると考えられる。

さらに、登録里親を増やすことと併せて、未委託里親への委託を推進することも重要である。未委託里親を解消するためには「里親の希望と児童の属性等がマッチングしない」課題を解決する必要があるが、未委託里親がその養育経験を積み、スキルアップを図る機会として取り組まれている未委託里親への支援等（研修・トレーニング、短期委託、ショートステイ事業など）には、里親のモチベーション維持に効果があるほか、養育経験の付与やスキルアップにより里親の希望の幅が広がり、里親委託につながっている例がみられた。一方で、未委託里親が参加しやすい研修・トレーニングや里親同士の相互交流は里親から一定の需要があるものの、同様の研修等は一部の児童相談所における実施にとどまっていること、未委託里親に児童を預けることをちゅうちょしている児童相談所があることから、未委託里親が参加しやすい研修・トレーニング等を促進する、短期委託やショートステイ事業において未委託里親に児童を預けることを促すなどにより、未委託里親への支援等を更に推進することが必要であると考えられる。

なお、未委託里親に特化した支援を実施していない児童相談所から、「その必要性は認識しているものの、現行の体制ではなかなか手が回らない」との支援の担い手不足といった課題が聴かれ、また、外部委託が未委託里親に特化した支援の充実につながっている状況がみられたことから、これらの支援の取組を推進するには、並行して外部委託の活用を推進していくことが有効であると考えられる。

イ 共働き世帯への委託推進

【制度の概要】

こども家庭庁は、都道府県市に対し、里親家庭の選定については、委託する児童との適合を重視し、里親の年齢、実子の養育経験、これまでの受託経験、幼児への養育が適した里親であるか、発達の遅れや障害等に対応できる里親であるか、また、保護者との対応が可能な里親であるかなど、里親の持つ特性や力量について考慮した上でマッチングを行うべきものであり、児童の受託を希望する里親が共働き等であるか否かにかかわらず、マッチングがされるべきものであるとして、共働き等であることをもって不利益となるような取扱いを行わないことを徹底するよう要請している⁵⁵。

また、共働きの里親が児童（幼児）を養育する場合、実子の場合と同様に、児童を幼稚園や保育所等（認定こども園⁵⁶を含む。以下同じ。）に預けることが多いと考えられるが、特に児童の保育所等への入所について、こども家庭庁は、里親等の就労等により

⁵⁵ 「里親希望者が単身、共働き、LGBT 等である場合の取扱いについて」（令和元年 10 月 1 日付け子家発 1001 第 1 号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）（資料 3-(2)-イ-1）

⁵⁶ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条 6 項に規定する認定こども園

「児童の保育の必要性が生じた場合において、当該児童の最善の利益の観点から、当該里親又はファミリーホームへの委託を継続することが適切と認められる場合」には、「保育所へ入所することを妨げない」として、児童の保育所等の入所を認めている⁵⁷。くわえて、こども家庭庁は、保育所等の優先利用⁵⁸の対象となる者として「虐待又はDVのおそれがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合」を例示し、かつ「社会的養護が必要な場合として、里親委託が行われている場合を含む」としており、里親委託された場合の保育所等への入所を支援している。

さらに、こども家庭庁は、里親に対して、児童等に直接必要な諸費用を賄うため、里親手当⁵⁹や一般生活費⁶⁰のほか、上記と関連した里親委託後の支援として、「幼稚園の就園に必要な入学金、保育料、制服等の実費（寄附金は除く。）を合算した額」として、幼稚園費を「措置費（事業費）⁶¹」として支給している。

一方で、保育所費は「措置費（事業費）」の費目に含まれておらず、保育所等入所に係る費用（保育料）の徴収は免除されているものの、その他費用は支給の対象となっていない。

【調査結果】

令和4年3月時点で、全国で児童を委託されている里親（4,997世帯）のうち、共働き世帯が約半数、就労中のひとり親世帯が約1割となっている。

⁵⁷ 「里親又はファミリーホームに委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」（平成11年8月30日付け児家第50号厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長、厚生省児童家庭局家庭福祉課長、厚生省児童家庭局保育課長連名通知）（資料3-(2)-イ-2）

⁵⁸ 特に保育の需要に応ずるに足りる保育所等が不足している市町村においては、保育所等の利用に係る優先度を踏まえてその利用の調整を行うため、独自に「調整指数」を定めるとともに、ひとり親家庭等の一定の要件に該当する者に対しては調整指数を加点する措置を講じ、当該者を優先的に利用させる取扱いを行うこととしている。「子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」（平成26年9月10日付け府政共生第859号、26文科初第651号、雇児発0910第2号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）（資料3-(2)-イ-3）

⁵⁹ 養育里親は、児童1人当たり月額9万円が支給されている（2人目以降も同額）。

⁶⁰ 乳児には月額6万2,020円、乳児以外には月額5万3,710円が支給されている（令和5年度）。

⁶¹ 措置費は、里親等委託に係る経費のうち、児童養護施設の人件費などは「事務費」に、里親に委託されている児童等に直接必要な諸経費などは「事業費」に分けられる。

表 3-(2)-イ-① 里親世帯の就業状況（全国）

（単位：世帯数）

委託里親数	里親の構成	里親の就業状況	
4,997	夫婦世帯 4,294	共働き	2,354 (47.1%)
		一方が働いている	1,660 (33.2%)
		どちらも働いていない	280 (5.6%)
	ひとり親世帯 703	働いている	490 (9.8%)
		働いていない	213 (4.3%)

（注）1 厚生労働省「家庭福祉課調べ」に基づき、当省が作成した。

2 令和4年3月時点の世帯数である。

3 括弧書きの数字は、委託里親数（4,997）に占める里親世帯の割合であり、小数第二位を四捨五入している。

また、調査した 29 児童相談所において、令和 3 年度又は 4 年度時点の登録里親数に占める共働き世帯数（就労中のひとり親世帯を含む。以下同じ。）を調査したところ、次表のとおり、登録里親数に占める共働き世帯数が半数以上を占めていた。

表 3-(2)-イ-② 登録里親数に占める共働き世帯数の割合（調査対象児童相談所）

（単位：世帯、％）

区 分	登録里親数			共働き世帯 の割合
		共働き世帯数	共働き以外世帯数	
世帯数	2,690	1,459	1,231	54.2

（注）1 当省の調査結果による。

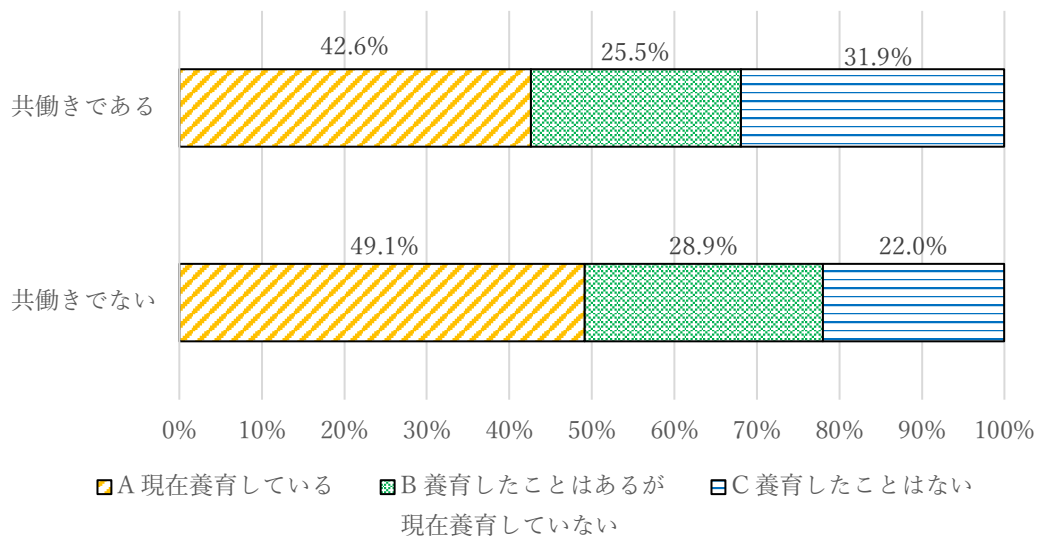
2 登録里親数は「養育里親として登録している世帯数」を指す。

3 表中の割合は、小数第二位を四捨五入している。

4 26 児童相談所は令和 3 年度時点、3 児童相談所は令和 4 年度時点の数値である。

さらに、アンケート調査において、共働き世帯とそれ以外の世帯の児童（里子）の養育経験を比較すると、次図のとおり、「養育したことはない」とする割合は、共働き世帯の方が高くなっていた。

図 3-(2)-イ-① 里親の就労状況と養育経験の関係



(注) 当省のアンケート調査結果による。

くわえて、こども家庭庁の調査⁶²では、全国の里親委託されている就学前児童 1,966 人のうち、900 人（45.8%）が保育所等に、513 人（26.1%）が幼稚園に通っているとされており、保育所等を利用する児童は幼稚園を利用する児童に比べて多い状況である。

このような状況を踏まえ、共働き世帯の里親への委託を推進する観点から、里親による保育所等の利用、保育に要する費用等について調査したところ、以下の課題がみられた。

(ア) 保育所等の確保

こども家庭庁は、前述の「保育所へ入所することを妨げない」と通知した趣旨について、都道府県市の中には、里親委託と保育所等の利用は「二重保育」になると考えているところも見受けられたことを踏まえ、国として、児童の保育所等への入所を認めることを明確に示したものであるとしている。

上記の国の考え方を踏まえて、児童相談所における共働き世帯への委託の実態について調査したところ、調査した 29 児童相談所において、共働き世帯に児童を委託するため、里親宅近隣の保育所等への入所を検討したが、委託するまでの期間が短く、かつ年度途中であったことなどから、その時点では保育所等の定員に空きがな

⁶² 児童養護施設入所児童等調査（令和 5 年 2 月 1 日時点）

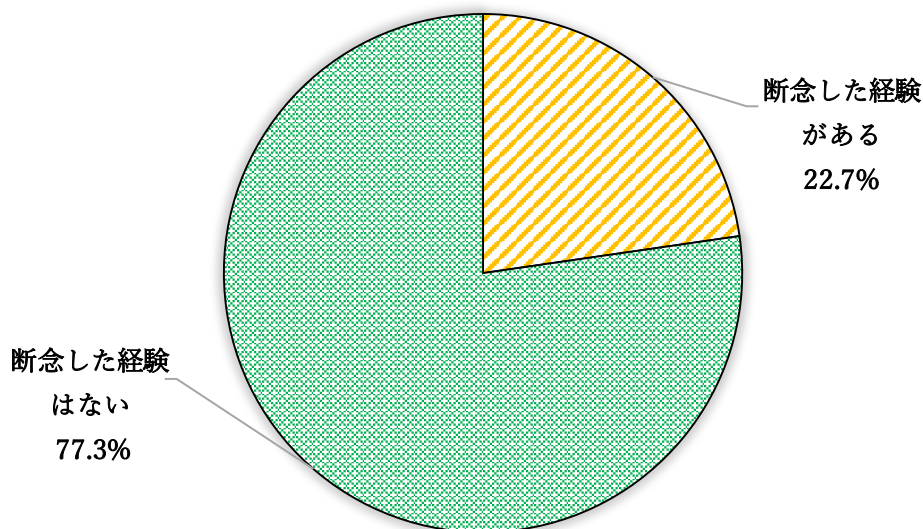
かったことで入所がかなわず、里親委託を断念した例などがみられ、保育所等の確保に苦慮している実態がみられた。

また、アンケート調査において、図 3-(2)-イ-②、③のとおり、

- ・ 共働き世帯であると回答した 898 世帯の里親のうち、204 世帯 (22.7%⁶³) が「共働き世帯であることで児童の受託を断念した経験がある」とし、
- ・ 断念した経験がある 200 世帯⁶⁴の里親のうち、35 世帯 (17.5%) が「児童の受託を断念した際に感じた課題や困ったこと、苦労したこと」として「保育施設等への入所時の点数加算がない」

を挙げており、国が保育所等の優先利用を示しているものの、里親が居住する地域（市町村）によっては、保育所等の入所時に点数加算がされず、里親が児童を受託するに当たって、保育所等の確保が課題となっている実態がうかがえた。

図 3-(2)-イ-② 共働き世帯であることで児童の受託を断念した経験がある里親の割合

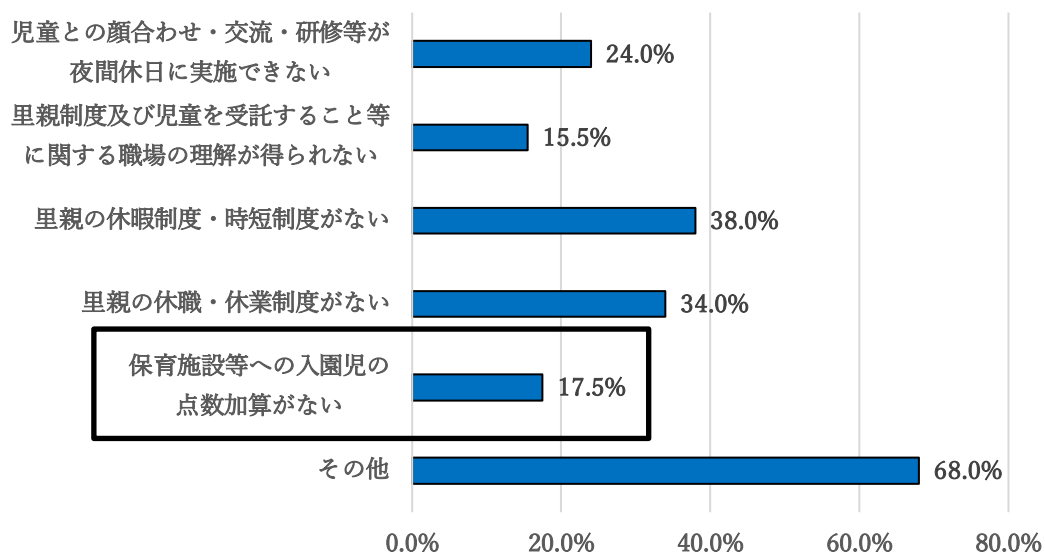


(注) 当省のアンケート調査結果による。

⁶³ 「共働きを理由に児童の受託を断念した経験の有無」に関する質問の対象となった共働き世帯の里親 911 世帯のうち有効回答があった 898 世帯に占める割合である。

⁶⁴ 「断念した際に感じた課題や困ったこと、苦労したこと」に関する質問の対象となった 204 世帯のうち有効回答があった世帯数である。

図 3-(2)-イ-③ 児童の受託を断念した際に感じた課題や困ったこと、苦労したこと



(注) 当省のアンケート調査結果による。

さらに、調査した 29 児童相談所に、共働き世帯への里親委託を進めるために必要な制度・措置について聴取したところ、7 児童相談所から、「就学前児童について共働き世帯の里親に委託する場合は、保育所等への入所が必須となるが、現状として里子の児童であることを理由に入所を優先させる制度、措置はないため、優先的に入所できるようになればよい」など、保育所等入所に係る優先措置に関する意見要望が聴かれた。

この点について、国の取組状況と現場の受け止めに齟齬（そご）がみられたことから、国の取組の認知状況を確認したところ、4 児童相談所は「保育所等の優先利用に関する通知の内容が児童相談所又は市町村担当部署に浸透していなかった（知らなかった）」としており、3 児童相談所は上記の通知を認識していたものの、

- ・ 要保護児童台帳⁶⁵に登載している在宅児童は優先的に保育所等に入所できるよう市町村で取り計らわれることになっているが、市町村保育担当課において、里親委託された児童は優先対象であるとの認識が浸透しておらず、現在の通知を用いて保育所等入所の必要性を説明しても、理解を得ることが難しいことがある。里親委託児童は社会的に保護する対象として優先的に保育所等の利用が必要であることを改めて通知してほしい。

⁶⁵ 市町村の管轄地域にいる要保護児童を一覧にした台帳

- ・ 保育所等入所の際、保護者の状況等に応じたポイント制を採用している市町村が多いが、里親委託児童であることをもってポイントを加算してくれる市町村は少ない。

などの現場実態や意見要望が聴かれ、国の保育所等の優先利用に関する通知内容やその趣旨が現場に浸透していない実態がみられた。

他方、保育所等を確保するため、「保育所等への入所を希望する場合、社会的養護が必要な場合を調整点数として点数が加点されるよう市町村と協議（2 児童相談所）」、「里親が居住する市町村の保育担当課に、児童相談所が作成した意見書を提出するなどして、優先的に入所できるよう支援（16 児童相談所）」といった現場の工夫もみられた。

(イ) 里親への措置費

こども家庭庁は、「措置費（事業費）」について、里親が代替養育を担っていることを踏まえて、児童の養育に係る費用は原則支給するとの考え方により、通学費、制服費や PTA 会費など「幼稚園」に係る費用は実費支給の対象とすることとし、その旨を都道府県市に通知している⁶⁶。他方、「保育所等」に係る同様の費用は実費支給の対象とされておらず里親の自己負担となっている。

上記の国の取扱いを踏まえて、調査した 29 児童相談所に、里親に支給する措置費（事業費）に係る対象範囲とその考え方を聴取したところ、全ての児童相談所において、国の通知に倣い、通学費、制服費や PTA 会費などについて、「幼稚園」に係る費用は支給対象、「保育所等」に係る費用は支給対象外とする取扱いとしていた。

また、児童が認定こども園等に通う場合の取扱いを聴取したところ、上記の考え方に基づき支給対象を区分しており、同じ認定こども園に通う児童のケースにおいて、当該こども園の利用目的が「教育利用」（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 19 条第 1 号に基づく認定）又は「保育利用」（同条第 2 号に基づく認定）かによって措置費（事業費）の取扱いに差異が生じていた。

⁶⁶ 「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（令和 5 年 5 月 10 日付けこ支第 47 号こども家庭庁長官通知）及び「里親又はファミリーホームに委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」

この取扱いについては、調査した児童相談所から、

- ・ 近年、認可保育所などでも、幼児教育が行われているほか、幼稚園と同様に保護者が教材費や制服費などを負担している実態があるにもかかわらず、入所先によって、里親の自己負担額が異なる状況となっている。

このような状況の中、幼稚園の就園に必要な費用は、措置費（事業費）の請求を認めている一方、保育所等入所に必要な費用は里親の自己負担となっているのは不公平であるので、保育所等の入所に必要な費用も措置費（事業費）の請求が認められるようにしてほしい。

といった幼稚園と保育所等の措置費（事業費）の取扱いの統一に関する意見要望が聴かれた。

また、インタビュー調査において、次のとおり、養育中に措置費（事業費）が支給されず自己負担となった例や保育に係る費用を措置費（事業費）の対象としてほしい旨の意見が聴かれた。

インタビュー結果 3-(2)-イ-① 養育中に措置費（事業費）が支給されず自己負担となった例

No.	事例の概要
1	保育所への入所が決まった後、児童相談所の担当から「児童（里子）は基本的には幼稚園に行くことが前提であり、保育所に行くことは想定されていない。このため、制服など必要な費用について、幼稚園の場合には支給されるが、保育所の場合には支給されない」との説明を受けた。 入所した保育所に指定の制服はなかったが、布団やスモック、運動靴など、幼稚園でも準備するような物を含めて全額自己負担となった。 せめて布団だけでも支給されないだろうかと思ったが、児童相談所から「前提が幼稚園に行くこと」（つまり、里親のいずれかが専業主婦（夫）やパート勤務であること。）と言われたことについては、心に引っ掛かるものがある。
2	児童を受託後すぐは待機児童が多く定員の空きがないとのことであったため、認可外保育所に入所した。次年度からは幼稚園に入園することを検討し、幼稚園に転園することとなった。幼稚園は、被服費などが措置費（事業費）として支給されるため、認可外保育所と比べ自己負担は大きく減った。 委託前において、幼稚園と保育所等における措置費（事業費）として支給される費用の違いについて児童相談所から説明はなかったが、同じ児童（里子）に要する費用であることから、もし措置費（事業費）に差がなくなるのであればそうしてほしい。
3	児童（里子）が通っている保育所では、3 歳以降、制服又は体操服による

	通所となったため、制服購入の負担が新たに生じた。また、外部教師による国語及び英語教育が行われており、毎月一定の教材費を自己負担していた。 このような教育の実施や制服費・教材費の負担は幼稚園と保育所等で変わらない面もあり、措置費（事業費）の支給対象の適否があるのはおかしいと思うので、保育所への通所で自己負担している費用についても、措置費（事業費）から支給されるようにすべきである。
4	5歳の児童を受託した際、小学校入学までの1年間は私立の認可保育所に入所させた。この保育所では、制服、通園かばん、体操着、教材等が必要であったため、相当な金額が自己負担となった。 今の時代は共働き世帯の里親も多く、やむを得ず児童（里子）を保育所に預けるケースは多々あると思うため、入所した保育所で必要となる制服等についても、幼稚園と同様に措置費（事業費）から支給されるようにすべきである。

（注） 当省の調査結果による。

（ウ） 里親が利用できる両立支援制度

里親へのアンケート調査においては、「児童の受託を断念した際に感じた課題や困ったこと、苦労したこと」として、上記図3-(2)-イ-③のとおり、「里親の休暇制度・時短制度がない」や「里親の休職・休業制度がない」が挙げられている。

この点については、児童相談所への調査やインタビュー調査において「育児休業や短時間勤務制度などが活用できないことで委託（受託）を断念又は休職した例」がみられたほか、受託を断念した経験がある里親から、「里親登録をした際に職場にはその旨を報告しているが、里親制度自体の知識が職場になく、児童（里子）の養育に当たって必要な休暇を取ることができなかった」、「職場に養育里親の休暇制度はないため、児童を受託するに当たって年次有給休暇を取得せねばならず負担が大きく、仕事の調整は困難であった」などの声が聴かれた。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）では、養育里親が育児休業や短時間勤務制度を利用することは、原則⁶⁷認められていない。このことについて、厚生労働省は「育児・介護休業法に基づく育児休業は、原則として1歳になるまでの法律上の親子関係がある子のほか、養子縁組里親（養子縁組里親に準ずる者）に委託されている子などを養育する労働者について、その雇用の継続を図り、職業生活と家庭生活の両立を実現することを目的として、全ての事業所で適用されるべき制度として規定されているものである。一方で、養育里親については、親権がある実親等が何らかの事情で養育できない実態に鑑み、児童相談所が委託している間に限り養育しているものであり、個々の要保護児童の状況に応じて委託期間に長短が

⁶⁷ 例外的に、養育する労働者を養子縁組里親として委託されることが適当と認められるにもかかわらず、実親等が反対したことにより当該労働者を養育里親として委託された子の場合については認められる。

あるなど、法律上の親子関係に準じる関係があるとまではいえないと考えている」としている。

【まとめ】

共働き世帯への委託に関する具体的な課題として、i) 保育所等への入所に当たり、市町村において優先利用の措置が採られていない場合があること、ii) 幼稚園通園の場合と異なり、保育所等入所の場合の措置費（事業費）が支給されないことがみられた。

保育所等の優先利用については、既にこども家庭庁から優先利用の通知が発出されているものの、現場に浸透していない実態がみられたことから、国は都道府県市に対して、再度、里親委託が社会的養護の一環であることを明確にした上で保育所等入所に係る優先利用の周知を徹底する必要がある。

また、措置費（事業費）の支給については、「幼稚園」に係る費用と「保育所等」に係る費用の取扱いに差異が設けられているが、幼稚園と保育所等は、施設の利用目的（利用目的が「教育」・「保育」のいずれになるか）が異なるものの、幼稚園、保育所等いずれにおいても、施設（教育施設又は児童福祉施設）に児童を預けているという点に差異はなく、保育所等にも教育的機能が求められていること、また、既に幼保連携型の認定こども園があり、その垣根が低くなっていると考えられることから、検討の余地はあるものと思われる。

これらの改善は、登録里親の約半数以上を占める共働き世帯の安定的な養育環境の整備、委託推進につながるものであり、国が目標として掲げる里親等委託率を達成するために検討が必要であると考ええる。

なお、養育里親が児童を養育するに当たって休暇等が取得しにくいとの意見が聴かれたが、企業等を含めた社会全体に里親制度の知識や理解がまだ十分に浸透していないこともその一因であると考えられる。当面、国が率先して社会的養護の理解促進に取り組んでいくことで、養育里親が児童の受託を断念することのないような環境が整備されていくことが望まれる。

ウ 障害児・被虐待児の委託推進

【制度の概要】

一時保護後に実施される心理診断、医学診断、行動診断等の結果により障害の程度が重いと判断された児童は障害児入所施設⁶⁸に、心理的・精神的問題を抱え日常生活の多岐にわたり支障を来していると判断された児童は児童心理治療施設⁶⁹等に措置される。

⁶⁸ 児童福祉法第42条

⁶⁹ 児童福祉法第43条の2

これらに該当しない軽度の障害児や被虐待児は、児童養護施設や里親等への措置対象となる。

こども家庭庁は、障害を持つ児童や虐待により心身に有害な影響を受けた児童を専門的に養育する里親として「専門里親」の区分を設けており⁷⁰、令和3年度末時点、全国で728世帯（登録している養育里親の5.6%）が登録している⁷¹。

専門里親は、

- ・ 児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童
- ・ 非行のある又は非行に結び付くおそれのある行動をする児童
- ・ 身体障害、知的障害又は精神障害がある児童

のうち、都道府県知事等がその養育に関し特に支援が必要と認めたものを養育するものとされている⁷²。

専門里親となるためには、

- ① 養育里親として3年以上の委託児童の養育の経験を有するか、以下のいずれかに該当すること
 - ・ 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めたもの
 - ・ 都道府県知事がこれらと同等以上の能力を有すると認めた者
- ② 専門里親研修を修了していること
- ③ 委託児童の養育に専念できることを満たす必要がある⁷³。

専門里親研修の実施主体は都道府県市であり、必要に応じて、都道府県市は、他の都道府県、社会福祉法人その他適当と認める者に研修の実施を委託することができる⁷⁴とされている。

研修内容は、通信教育、実地研修（スクーリング）及び施設実習で構成されており、「専門里親研修の通信教育及びスクーリングは、社会福祉法人恩賜財団母子愛育会に委託することができる⁷⁵」とされ、都道府県市が同法人に委託する場合には、里親が東京都（法人所在地）に出向き、研修を受講することとなる。また、2年ごとに更新時の研修を受講する必要がある。

なお、専門里親が障害児・被虐待児を養育する場合、里親手当は月額14万1千円と、養育里親（月額9万円）に比べ高額に設定されている。

⁷⁰ 児童福祉法施行規則第1条の36

⁷¹ 厚生労働省「福祉行政報告例」

⁷² 児童福祉法施行規則第1条の36

⁷³ 児童福祉法施行規則第1条の37

⁷⁴ 「専門里親研修制度の運営について」（平成14年9月5日付け雇児発第0905003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

⁷⁵ 「里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施について」

【調査結果】

障害児・被虐待児については、児童が抱える様々な問題に里親が柔軟に対応することが求められると考えられるが、児童相談所への調査及びインタビュー調査において、次のとおり、里親に障害児・被虐待児を委託した後、その養育に苦慮したとする例（結果として里親不調となった例を含む。）がみられた。

事例 3-(2)-ウ-① 障害児・被虐待児の委託（受託）後、その養育に苦慮したとする例

<児童相談所への調査>

No.	事例の概要	
1	委託児童の属性	里親の種別
	16 歳／ ASD（自閉スペクトラム症）等	養育里親
	児童は、ASD（自閉スペクトラム症）の診断はあったものの、日常生活に支障を来すほどの障害の程度ではなかったため、養育里親でも委託可能と判断した。児童が通学（通信制高校に在学）できる範囲で、中高生の受入れが可能な里親という条件で、スクリーニングを行った結果、共働きではあるが、仕事の都合が付きやすい職種であった里親に委託した。 委託後、児童相談所は、同所及び外部委託先団体の相談窓口を教示するとともに、精神保健福祉センター、市町村の福祉関係相談窓口などを教示し、何かあれば相談するように里親に助言するとともに、診察に児童相談所が同行するなど、通常の養育里親よりは気にかけていた。 しかし、児童と里親の生活習慣にギャップがあったこと、里親が児童の生活態度をたしなめた際に児童が自傷行為や、ネガティブな発言をするなどの言動があり、里親が養育に苦慮していたところ、最終的には児童が里親宅での生活になじめず、里親不調となった。	
2	委託児童の属性	里親の種別
	8 歳／ 多動性障害等・被虐待児	養育里親
	適切な養育環境で個別的な関わりをし、様々な経験を積むことで児童の成長、発達が期待できることから里親委託を決定し、具体の里親の選定を行った。 委託後、児童の障害特性から生じる特徴的な行動（注）に里親が対応しきれず、養育に対する不全感を抱えてしまった。 児童相談所は、i）レスパイト・ケアの利用を促す、ii）レスパイト・ケアの受入先である児童養護施設（里親支援専門相談員）から、児童への関わり方について助言し何かあれば引き続き里親支援専門相談員に相談するよう助言する、iii）放課後等デイサービスの利用を検討し、児童のペースで発達を促すなど、里親の負担軽減を図れるよう支援を実施した。 しかし、里親は特性がある児童に合わせた関わりが難しく、児童相談所は児童の障害特性から専門的な支援が必要と判断し、児童養護施設に措置変更となった。 （注） i） 集団全体への指示が理解できないことから個別で指示する必要があるが、集中が続か	

	ず、言われたことが抜けやすく、興味が移りやすい、ii) 昨日できたことが今日はできないなどの定着のしづらさがある、iii) 児童同士での会話、コミュニケーションが成り立ちにくく、かんしゃくや暴力（石を投げる、友達を突き飛ばすなど）につながってしまうなど
--	--

(注) 当省の調査結果による。

<インタビュー調査>

No.	事例の概要	
1	委託児童の属性	里親の種別
	2 歳／発達障害	養育里親
	児童相談所から、障害の可能性のある児童について、委託の打診があった。多少の障害があっても構わないと思い受託することとした。 児童が 2 歳の時に受託し、保育所に通っているうちは何もなく暮らしていたが、小学校に入学した時から、学校において問題行動（校内をうろうろしたり、他の児童に暴力をふるったりなど）を起こすようになった。 児童相談所から定期的な訪問を受けるとともに、自ら児童相談所を度々訪問し、児童の問題行動について相談しながら、困りごとに関する情報共有を行っていた（注）。 しかし、上記の行動もだんだんエスカレートし、対応に苦慮したため、やむなく小学 5 年生の時に児童養護施設に措置変更となった。 （注）児童相談所に相談に出向いた際は、臨床心理士による行動観察のテストやゲームを行った。また、相談以外に、児童相談所と一緒に病院に行ったり、児童相談所と学校とで話し合いや、大学の先生による行動観察もしてもらったりした。	
2	委託児童の属性	里親の種別
	18 歳／被虐待児・ASD（自閉スペクトラム症）	養育里親
	児童相談所から、専門学校に通学している児童で、前の里親との関係が良くなく、専門学校の近くに居住する里親を探しているとの打診があった。 希望は年齢の低い子であったが、児童相談所から「学校やアルバイトで家にずっといるわけではないため、（里親自身の）ライフスタイルに合うかもしれない」という説明を受けたこと等から、受託を決めた。 しかし、受託後には、専門学校の先生との関係が良くないことが分かり、結果として不登校になった。また、希死念慮があり、死にたいと口に出したり、引きこもりの特性が強く、気分の落ち込みが激しいことがあった。 困ったことがあれば、心理士の資格を保有する友人や、児童相談所、児童養護施設の担当職員に相談しながら対応していたが、上記のような事情変更や予想外の危険な言動への対応に苦慮していた。 結果として、児童が専門学校に通学することが受託の条件であったが、児童が退学を希望したため、児童相談所に申し出て里親委託の措置解除となった。	
3	委託児童の属性	里親の種別
	高校生／被虐待児	養育里親
	児童相談所から、児童養護施設になじめなくなってしまった高校 1 年生の児童	

	を卒業までの約 3 年間、委託できないか打診があった。これまでも養育が難しい児童を預かってきた経験があり、受託することとした。 しかし、当該児童は自己主張が強く、何をやるにも反抗的で対応に苦慮していた。児童相談所に相談していたが、結局、児童にどのように対応すべきか分からなくなり、4 か月で里親委託の措置解除となった。	
4	委託児童の属性	里親の種別
	乳幼児（3 歳）／被虐待児	養育里親
	児童相談所から、虐待された経験がある児童について委託の打診があり受託した。当該児童は、養育した当初から愛着障害に起因すると考えられる問題行動（注）が頻発して、児童相談所にはその都度相談しながら養育していた。 その約 7 か月後、虐待された経験がある別の児童（2 歳）を受託することとなったが、児童同士の折り合いが悪くなったこともあり、対応に苦慮したことから、受託から約 1 年 6 か月後に児童養護施設に措置変更となった。 （注）かんしゃくを起こしやすく通っていた保育所で他の児童と問題を起こしてしまう、食べ物に執着して食べ過ぎてしまうなど	

（注） 当省の調査結果による。

上記の実態を踏まえると、障害児・被虐待児を受託する里親には、一層の手厚い支援が必要と考えられることから、障害児・被虐待児を委託する里親の選定状況や、障害児・被虐待児を委託している里親への研修及び支援の実施状況を調査したところ、以下のような実態や課題がみられた。

（ア） 障害児・被虐待児を委託する里親の選定状況

調査した 29 児童相談所において、児童養護施設等や里親に新規措置した 870 事例（3(1)参照）について、児童の特性等を整理すると、次表のとおり、対象児童の約 7 割が障害児又は被虐待児であった。

表 3-(2)-ウ-① 抽出した事例における児童の特性等（調査対象児童相談所）

（単位：人）

児童の特性		人数
抽出事例の対象児童数		870（100％）
	障害児・被虐待児	624（71.7％）
	障害・被虐待いずれも該当	121（13.9％）
	障害のみに該当	35（4.0％）
	被虐待のみに該当	468（53.8％）
	障害児・被虐待児以外（障害・被虐待いずれも非該当）	246（28.3％）

（注）1 当省の調査結果による。

2 令和元年度から調査日時点までの実績である。

3 括弧書きの数字は、抽出事例の対象児童数（870）に占める各児童の特性の割合であり、小数第二位を四捨五入している。

また、次表のとおり、障害児・被虐待児の里親等委託率については、21.2％となっており、障害児・被虐待児以外の里親等委託率が 30.9％となっているのに比べて低かった。

さらに、障害児・被虐待児の委託先の内訳をみると、養育里親が多く、専門里親に委託されている児童はごく少数にとどまっていた（里親委託された障害児・被虐待児 132 人のうち養育里親又は専門里親に委託された児童は、それぞれ 93 人（70.5％）、6 人（4.5％）となっていた。）。

表 3-(2)-ウ-② 抽出した事例における児童の特性ごとの措置先（調査対象児童相談所）

（単位：人）

児童の特性等	措置先	
障害児・被虐待児	措置先計	624（100％）
	里親等への委託	132（21.2％）
	養育里親	93（14.9％）
	ファミリーホーム	33（5.3％）
	専門里親	6（1.0％）
	児童養護施設・乳児院への措置	492（78.8％）
障害児・被虐待児以外	措置先計	246（100％）
	里親等への委託	76（30.9％）
	児童養護施設・乳児院への措置	170（69.1％）

（注）1 当省の調査結果による。

2 令和元年度から調査日時点までの実績である。

3 括弧書きの数字は、各児童の特性別の「措置先計」に占める各措置先の割合であり、小数第二位を四捨五入している。

障害児・被虐待児の里親等委託がそれ以外の児童と比べて進んでいないことについて、児童相談所は、「特に被虐待児は、虐待などを通じて実親との愛着形成に問題があった児童が多く、試し行動⁷⁶がある等、より専門的な知識を必要とすることや、児童の背景等により個別の関わりよりも集団での関わりが適しているなど、児童にあった措置先を検討していく中で、児童養護施設等になる場合がある」などとしている。

また、上記表 3-(2)-ウ-②のとおり、障害児・被虐待児は「専門里親」だけでなく「養育里親」にも委託されている実態がみられ、調査した児童相談所では、里親の登録区分に関係なく委託を検討しており、「養育経験、養育環境（養育に専念できるか、近隣に養育に係る協力者がいるかなど）や児童養護施設等の勤務経験（専門性）を踏まえるが、里親自身の人柄や社会的養護及び障害児・被虐待児への理解などを総合的に判断する」としていた。

⁷⁶ 家庭で虐待を受けて、愛着形成に支障が出た児童の特徴として、おもちゃを片付けない、相手の感情を逆なでするような言動などを故意に行うことで、相手（大人）から継続した愛着が受けられるかを試すような行動を取ることがある。

実際に、抽出した 870 事例のうち障害児・被虐待児を委託されている養育里親であって、勤務経験及び養育経験を把握できた 79 人の「養育里親」の専門性や養育経験を調査したところ、次表のとおり、その勤務経験から障害児・被虐待児を養育する専門性があると考えられる里親に委託しているケースも一定数みられた（38 人（48.1%））が、専門施設等での勤務経験がなく実子又は里子の養育経験もないケースも一定程度（12 人（15.2%））みられ、専門性を必ずしも有しているとは思われない養育里親に障害児・被虐待児を委託している実態がみられた。

表 3-(2)-ウ-③ 障害児・被虐待児を委託している養育里親の勤務経験及び養育経験
(調査対象児童相談所)

(単位：人、%)

区 分		人数	割合
勤務経験(専門施設等の勤務経験)がある里親		38	48.1
	うち養育経験あり	29	36.7
	うち養育経験なし	9	11.4
勤務経験(専門施設等の勤務経験)がない里親		41	51.9
	うち養育経験あり	29	36.7
	うち養育経験なし	12	15.2

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 令和元年度から調査日時点までの実績である。
 3 「割合」は、障害児・被虐待児を委託された養育里親に占める割合であり、小数第二位を四捨五入している。
 4 児童養護施設、障害者支援施設や特別支援学校等に勤務経験がある又は勤務している場合には「勤務経験(専門施設等の勤務経験)がある里親」、当該勤務経験がない場合には「勤務経験(専門施設等の勤務経験)がない里親」とした。
 5 実子や里子(障害児・被虐待児に限らない。)を養育した経験があれば「うち養育経験あり」、当該養育経験がなければ「うち養育経験なし」とした。

(イ) 障害児・被虐待児を委託している里親への研修及び支援の実施状況

上記(ア)のとおり、必ずしも専門性を有しない養育里親が障害児・被虐待児を養育している中、その養育への必要なフォローとして専門的な研修及び支援がどのように行われているかについて調査したところ、以下の状況がみられた。

i) 障害児・被虐待児を養育するための専門的な研修の実施状況

障害児・被虐待児を養育するための専門的な研修には、専門里親登録時又は更新時の研修がある。

調査した 29 児童相談所のうち、28 児童相談所では、専門里親研修の通信教育及び実地研修については、国が例示する社会福祉法人恩賜財団母子愛育会に委託して実施している。

このことについて、調査した児童相談所からは、「専門里親登録時又は更新時の研修を受講する者が毎年度数人であることから、国が示す社会福祉法人に研修を委託しているが、実地での研修が東京都の 1 か所のみで行われることなどから、里親が東京都まで出向かねばならず研修が受講しにくい」、「東京都で 3 日間集合研修を受講する必要があるが、研修期間中も児童（実子や里子）を世話しなければならないため、夫婦の一方しか研修に参加できない」など、里親が参加しにくいことがうかがわれる意見が聴かれたほか、「国が示す社会福祉法人に研修を委託した場合において、専門里親登録時又は更新時の研修については、オンラインでの受講を可能とし、実地での研修が必要なものも東京都だけでなく、都道府県又は地域ブロック単位で開催できるようにするなど柔軟な取扱いにしてほしい」という意見も聴かれた。

ii) 障害児・被虐待児を養育するための支援の実施状況

調査した 29 児童相談所では、次表のとおり、障害児・被虐待児を委託している里親への主な支援として、次表のような取組を実施していた。

表 3-(2)-ウ-④ 障害児・被虐待児を委託している里親への支援の実施状況

支援内容（類型）	主な内容
里親宅への家庭訪問、児童相談所における面談	必要に応じて、児童福祉司が家庭訪問を行うとともに、保健師や児童心理司が児童相談所で面接や心理検査（発達検査や知能検査など）を行い、発達状況を確認し対応を考えるなどのフォローを行っている。
障害福祉や医療等へのつなぎ	就学前であれば地域の発達支援サービス、就学後であれば地域の小学校の特別支援学級や特別支援学校への入学や通級指導教育、学校の放課後や休日であれば放課後等デイサービスなど障害福祉サービス等の利用を促している。
相談体制の確保	児童相談所及び外部委託先団体の相談窓口を教示するとともに、精神保健福祉センター、市町村の福祉関係相談窓口などを教示し、何かあれば相談するように助言している。

（注） 当省の調査結果による。

他方、調査した 29 児童相談所からは、次表のとおり、支援に当たっての課題が聴かれた。

表 3-(2)-ウ-⑤ 障害児・被虐待児を委託している里親への支援の課題

課題（類型）	主な内容
障害福祉サービス等と連携できる仕組みの構築	障害児・被虐待児が障害福祉サービスや療育医療サービスの対象となる場合、市町村の担当課や担当のケアマネージャーと連携して児童の状況を詳細に把握しながら里親を支援する必要があるが、現時点では、児童担当の児童福祉司が市町村等と個別に連絡を取って情報収集しており負担が集中している。児童相談所と市町村等の関係者が定期的に情報共有できるような仕組みを構築する必要性を感じている。
支援体制の強化	障害児・被虐待児を委託する場合、障害等がない児童を委託した場合に比べてよりきめ細かな支援が必要であるため、里親担当及び児童担当の児童福祉司共に業務量が多くなることや障害福祉等に対する専門性を有する職員が不足していることなどがあり、支援を担当する職員の増員が必要である。

（注） 当省の調査結果による。

【まとめ】

障害児・被虐待児の特性等から里親委託が進んでいない状況とともに、障害児・被虐待児の委託先として想定されている専門里親だけではなく、養育里親も障害児・被虐待児の委託先となっている実態がみられた。

また、障害児・被虐待児を委託している養育里親の勤務経験や養育経験をみると、必ずしも児童福祉や障害福祉等の専門性を有していない養育里親が一定数含まれていた。

現状、里親委託が必要と考えられる障害児・被虐待児の数に比し、専門里親の数が不足しているものの、十分な数の確保には時間が掛かると考えられることから、養育里親が障害児・被虐待児を安心して養育するためには、養育里親への研修や委託後のフォローなどの支援を行っていくことが現実的であると考えられる。

そのためには、児童相談所が障害福祉サービスや療育医療サービスなどと円滑に連携しながら児童や里親への支援を行っていくことが必要であると考えられる。

また、研修については、現行の専門的な研修は、専門里親が登録又は更新するための研修となっており、養育里親は専門里親に登録しようとししない限り専門的な研修を受講することができない。

さらに、研修がこども家庭庁の例示する社会福祉法人に委託されている場合には、当該研修のうち実地研修の開催場所は東京都のみであることから受講しにくいとの声が聴かれた。これらのことから、当該研修の委託先の拡大やオンラインでの受講を可能にするなど、地域の実情を踏まえて都道府県市が実施する専門里親登録時又は更新時の研修への支援方策を検討するとともに、障害児・被虐待児を委託している養育里親が当該研修を受講できるよう対策を講ずることを検討すべきである。

【所見】

こども家庭庁は、里親委託を推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 登録里親の確保を推進するため、積極的にリクルート活動を実施している例や、マッチングが難しい児童の属性等を踏まえ、対象者を絞ってリクルート活動を実施している例などの現場の取組を把握した上で、全国の児童相談所等に優良事例を周知するなどの措置を講ずること。
- ② 未委託里親への委託を推進するため、i) 未委託里親に対する研修・トレーニングや、未委託里親が参加しやすい里親同士の相互交流が進むような措置を講ずること、ii) 短期委託やショートステイ事業においては、未委託里親に児童を預けることが進むような措置を講ずること。
- ③ 共働き世帯の養育環境を整備し、共働き世帯への委託を推進するため、i) 保育所等入所の優先利用に係る関連通知の周知徹底など、養育環境を整えるための支援方策を講ずること、ii) 里親への措置費（事業費）支給の取扱いを再考し、保育所等入所に係る費用を措置費（事業費）として支給することを検討すること。
- ④ 障害児・被虐待児を委託する里親の養育環境を整備し、障害児・被虐待児の委託を推進するため、専門的な研修の受講機会が確保できるよう、都道府県市が実施する専門里親登録時又は更新時の研修への支援方策を検討した上で、障害児・被虐待児を委託している養育里親への専門的な研修機会の付与などを検討すること。